

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年3月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 4件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2101198号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2300163号

第1 結論

1 請求者のA社における平成27年1月1日から平成29年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年1月から同年8月までの標準報酬月額については15万円から19万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額については15万円から18万円、平成28年1月から同年12月までの標準報酬月額については15万円から16万円とする。

平成27年1月から平成28年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年1月から平成28年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和23年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成21年8月1日から平成30年*月*日まで

入社してから70歳までの期間に係る標準報酬月額の記録が、給与支給額と比べて低いと思う。預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成27年1月1日から平成29年1月1日までの期間について、請求者から提出された70歳以降の給料支払明細書、預金通帳及び金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表並びにB税務署が保管する請求者の平成27年分及び平成28年分に係る「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」（以下「給料支払明細書等」という。）により、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成27年1月1日から平成29年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年1月から同年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは18万円、平成28年1月から同年12月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成27年1月から平成28年12月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間に係る給料支払明細書等により推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等により推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成27年1月1日から平成29年1月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成21年8月1日から平成27年1月1日までの期間及び平成29年1月1日から平成30年*月*日までの期間について、請求者から提出された預金通帳及び金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、平成21年11月、同年12月、平成23年10月から平成26年12月までの期間及び平成29年1月から平成30年*月までの期間に係る振込額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、平成21年10月の振込額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を下回っている上、同年8月及び同年9月並びに平成22年1月から平成23年9月までの期間に係る振込額を確認できる資料はない。

また、請求者から提出された預金通帳及び金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表のみでは、報酬月額及び保険料控除額は確認できず、事業主に照会したが回答は得られなかった上、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する自治体及び税務署に照会したが、上述の平成27年分及び平成28年分に係る「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」のほかに、資料は得られなかったことから、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の平成21年8月1日から平成27年1月1日までの期間及び平成29年1月1日から平成30年*月*日までの期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成21年8月1日から平成27年1月1日までの期間及び平成29年1月1日から平成30年*月*日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。.

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300342 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2300034 号

第1 結論

平成 19 年 1 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 1 月から同年 6 月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間は、約 2 年後となる平成 21 年 2 月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) オンライン記録によると、平成 14 年 10 月 11 日の国民年金資格取得及び平成 20 年 7 月 1 日の同資格喪失は平成 21 年 2 月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることではなく、国民年金保険料を納付することはできることなどから、既に年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで 13 回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付してい

たものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300343 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2300035 号

第1 結論

平成 2 年 * 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 * 月

私は、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間は、約 2 年後となる平成 4 年 * 月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで 13 回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300394号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2300036号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

私は、これまで19回に渡り請求期間について訂正請求を行ってきた。しかしながら、オンライン記録を唯一の根拠として不訂正と決定されており、それが長く続いている。オンライン記録データベースの入力ミスであり、請求期間の国民年金保険料をきちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、同一の請求期間について、過去に19回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、i) 請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料（以下「保険料」という。）を毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の保険料が充当されていることが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 請求者が請求期間に係る成人して間もない頃の保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、保険料を納付することはできない（コンビニエンスストアでの納付は、平成16年2月開始）こと、iii) 過去の訂正請求においては、平成10年4月から平成13年11月までの期間、平成14年10月から平成18年12月までの期間及び平成19年7月から平成20年6月までの期間についても併せて請求期間としていたところ、これら請求期間の合計月数は*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の決定を不服として、20回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討し

たが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300395号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2300037号

第1 結論

平成10年4月から平成13年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成13年11月まで

私は、これまで19回に渡り請求期間について訂正請求を行ってきた。しかしながら、オンライン記録を唯一の根拠として不訂正と決定されており、それが長く続いている。オンライン記録データベースの入力ミスであり、請求期間の国民年金保険料をきちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、同一の請求期間について、過去に19回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、i) 請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料（以下「保険料」という。）を毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の保険料が充当されていることが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 過去の訂正請求においては、平成2年*月から平成3年3月までの期間、平成14年10月から平成18年12月までの期間及び平成19年7月から平成20年6月までの期間についても併せて請求期間としていたところ、これら請求期間の合計月数は*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、いずれも年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の決定を不服として、20回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。